

当機構が実施すべきとされた事項に関する見直し状況

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の技術的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組み、効果的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に反映された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本帰修及び国内研修旅行の延長等により、研修期間を短縮する。 ・国内研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。	2a	研修員の研修費を有識者による平成23年度ODA評価の対象とすることを決定し、23年7月に調査を開始した。本調査は、平成23年度中に報告書が出される予定であり、同評価結果を踏まえ、研修制度や運営方法の改善等について検討を行う計画。 また、以下の取組により、研修員受入事業に係る予算を22年度約148億円から23年度約129億円に削減した。 ・研修コースのプログラムの強化に関しては、JICA関係部署による分派研修検討会を開催し、協力プログラムに基づき研修コースの改廃及び更新等を23年7月に決定した。その結果、23年度に更新期間を迎える11件の研修のうち8件の研修に対してはプログラムの強化の対応を完了し、29件の研修については対応することとした。対応済みには全ての研修コースの改訂が完了する予定。 ・長期研修に関しては、学位の取得を主目的としている長期研修については平成23年度から実施しないことを決定（22年度に実施済）した。また、既に来日中の当該研修員についても、25年度までには全ての研修が終了する予定。 ・国内研修旅行に関しては、広島や宮城などの被災地への視察のようにより研修成果に貢献しない文化観光型研修旅行は、平成23年度から研修プログラムの中からは削除しないことも決定（22年度に実施済）。また、著しく遠方の地域で研修を行う場合には、研修目的に照らして必要不可欠なものに限るための仕組みを導入する。 ・協賛の日本企業研修員に関しては、日中から夜間の交通に振替えることにより、研修期間を短縮することを決定（導入時期は平成24年1月を予定）。 ・平成24年度以降の個別研修の変更に対し、申請期間を対象とする研修については、先方政府と研修費用の負担について協議し、可能な範囲で有償（コストシェアリング）により実施する。
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	研修員手当のうち給与支給されしている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち給与以外の名目（交通費、通信費等）で支給されている生活費(1,580万円)については、廃止を含めた見直しを行う。	1a	研修員手当（国庫）については、研修期間中の生活に必要な最低限の経費として、1,580万円から998万円に減額し、(998円の精算内訳は、飲料水・衛生用品の購入費40万円、洗濯費26万円、通信費168万円、平成23年度に貸与する研修員から適用(22年度に実施済)。この結果、22年度に支出した生活費総額は約5.4億円が23年度は約3.4億円に削減できる見込み。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、買付確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。	2a	機密性に配慮しつつ、一般競争入札（総合評価落札方式）導入のための検討を開始。現行状況、検討課題の抽出し、22年度上期には、外部有識者グループの助言を得て制度設計を行う予定。その結果を踏まえ、下期に内部規定等を整備し、23年度内に試行導入を行う予定。 ・関心表明書の提出については平成23年7月1日公表分より廃止済。
04 有償資金協力	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出の手続について廃止を含めて見直すとともに、買付確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。	2a	同上
05 無償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の機能を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。	2b 一部措置済	【事後評価の質の向上】 事後評価とは、ODAの効果を検証するための重要な手段である。従って、事後評価の質を向上させることは、ODAの効果検証の信頼性を高め、今後のODA政策の改善に資することとなる。この観点から、事後評価の質を向上させるためには、事後評価の対象となる案件の選定、事後評価の方法、事後評価の実施主体、事後評価の結果の活用などについて、適切な体制を整備することが重要である。この観点から、事後評価の質を向上させるために、以下のような取組を実施する。 ・事後評価の対象となる案件の選定については、事前に事後評価の対象となる案件の選定基準を設定し、事後評価の対象となる案件の選定を透明化し、事後評価の対象となる案件の選定の公平性を確保する。 ・事後評価の方法については、事後評価の対象となる案件の選定基準に基づき、事後評価の方法を選定し、事後評価の方法の透明性を確保する。 ・事後評価の実施主体については、事後評価の対象となる案件の選定基準に基づき、事後評価の実施主体を選定し、事後評価の実施主体の独立性を確保する。 ・事後評価の結果の活用については、事後評価の結果を活用し、事後評価の結果の活用を透明化し、事後評価の結果の活用の公平性を確保する。 以上のように、事後評価の質を向上させるための体制の早期構築に取り組んでいる。平成23年度においても同方法を継続して実施する。

22	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構）において管理又は監督の地位にある職員が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当職以上の職位を授けられ、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引額が相当の割合にある法人）と契約を締結する場合には、機構からの再就職状況（氏名・年齢及び機構に占める最終所属等）は、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一斉応札（応札）が否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。	2a	・「密接な関係にある」と考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を確立し、平成22年11月以降の契約に適用した。異体約には、JICAにおいて役員を就任した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当職以上の職位を授けられ、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約については、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及びJICAにおける最終所属並びに直近の会計年度における受注者と受注者の取引額を併せて公表することとした（22年度に実施）。 ・平成22年11月5日分からは、JICAの職員が再就職している法人の再就職状況の把握状況の把握に基づき、ホームページで公表。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一フォーマットに基づいた制度を整備し、公表を行う。
23	関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	2a	各関係公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の算出について聴取する（平成23年度）。
24	取引関係の見直し	23年度以降実施	「JICAポランテニア事業支援業務」の契約については、更なる受注規模の見直しや受注業務の分類等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	2a	・平成22年度にJICAポランテニア事業支援業務、①事業支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一般競争入札に付した（22年度に実施）。 ・①事業支援業務については、平成23年度契約において、事業説明会の回数減や国内センターの活用により、発注規模を見直した（23年度に実施）。平成24年度契約においては、一般競争入札へ移行予定。
25	一般競争入札への移行	23年度から実施	各関係センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に付した（23年度に実施）。また、JICAポランテニア事業支援業務の契約については、更なる受注規模の見直しや受注業務の分類等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	2a	・建物管理契約について、契約相手方を切り替える時期が到来する国内機関から順次一般競争入札（総合評価落札方式）に移行（平成22年度下半期～）。 ・また、JICAポランテニア事業支援業務の契約については、更なる受注規模の見直しや受注業務の分類等により、可能なものについて一般競争入札（総合評価落札方式）に移行する国内機関の中から1ヶ所を選定し、JICAポランテニア事業支援業務の契約については、更なる受注規模の見直しや受注業務の分類等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。
26		24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。	2a	24年度契約について一般競争入札の方法により実施するため、契約内容等を検討中。
27		23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続きについて廃止を名目で見直すとともに、関心表明書の提出等について、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）	2a	項目021に同じ。
28	人件費の見直し	22年度から実施	ラス・バイ・レス指数が高いことから、これを踏まえて引き下げたため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等と内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	2a	・勤務地限定・職務限定職員の任用等と内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。 ・現行中期計画の最終年度（平成23年度）までの目標（地域・学歴比率109.8）を平成22年度に達成したが、引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴比率の対国家公務員指数の引き下げに努める。
29		22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	2b	外部有識者で構成されるアドバイザリー・グループを設置し、22年度中に2回の検討会を開催した。 最終の検討会（平成23年7月26日開催）を踏まえ、現在、見直し方針の取りまとめ作業中。
30	組織体制の整備	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修支援業務及び専門家を派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	2a	・専門家を派遣支援業務を運営化（平成23年4月）。 ・研修支援業務を運営化するため、業務内容・移行手順等に係る調整・協議を日本国際協力センターと実施中（平成24年1月以降実施予定）。
31	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務局、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務局の業務運営に要する経費を可能な限り削減することにより、効率的な業務運営体制を確立し、引き続き一層の経費削減を図る。	2a	全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広域センター及び本部機能の一部の研究所への移転につき決定済。詳細検討中。
32	業務運営の効率化等	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ポランテニア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。	2a	・経済性の「JICAポランテニア訓練・研修支援業務」委託契約の業務内容、特に訓練所での通字に関する業務について、JICA職員、JICA通字通訳、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理調整を行い、平成23年度からの契約に反映させることとした（22年度に実施）。 ・左記の見直し結果、平成23年度契約では駒ヶ根及び二本松の両訓練所に各13名ずつ配置されている委託先スタッフのうち通字担当者の人員を各2名ずつ削減した（23年度に実施）。 ・次回契約相手方を選定する平成25年度には、効率性と競争性を高めるため、業務内容及び人材参加要件の抜本的見直しを24年度上期までに行う。

当機構が実施すべきとされた事項に関する見直し状況の表の見方について

＜表の見方＞

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」、「具体的内容」の欄は、基本方針の別表（当機構が実施すべきとされた事項）の当該欄の記述を転記したものです。

○「措置状況」の欄は、平成23年9月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理しています。

1a・・・実施期限までに実施済み

1b・・・実施期限よりも遅れたが、平成23年9月1日時点では実施済み

2a・・・実施中

2b・・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・・その他（実施時期が未到来）

※ 実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示しています。

○「措置内容・理由等」の欄は、平成23年9月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載しています。

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に
おいて発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会
社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力
銀行債券の残高は以下のとおりです。(平成 23 年 9 月 30 日時点)

なお、平成 23 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債
務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています(株式
会社日本政策金融公庫国際協力銀行が同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となるのは
平成 24 年 4 月 1 日の予定)。

財投機関債	850,000,000,000 円
政府保証外債 (ユーロドル債)	2,400,000,000.00 ドル
(グローバルドル債)	2,500,000,000.00 ドル
(ユーロユーロ債)	1,250,000,000.00 ユーロ

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 平成 23 年度上半期決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

平成 23 年 9 月期の当期総利益は、704 億円（前年同期比 26 億円減）となりました。平成 23 年 9 月末の資産合計は 11 兆 1,530 億円（前年度末比 408 億円減）、負債合計は 2 兆 5,159 億円（同 1,088 億円減）、純資産合計は 8 兆 6,370 億円（同 679 億円増）となりました。平成 22 年度上半期と比較した当期総利益減少は、主として貸付金利息、貸倒引当金戻入の減少によるものです。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 22 年度	平成 22 年度上半期	平成 23 年度上半期
経常収益			
貸付金利息	2,064	1,048	995
貸倒引当金戻入	354	49	16
その他	103	33	52
経常収益合計	2,520	1,130	1,063
経常費用			
借入金利息	428	217	185
債券利息	25	11	17
貸倒引当金繰入	2	0	-
その他	365	104	158
経常費用合計	821	331	359
臨時損益	△69	△69	0
当期総利益	1,630	730	704

(3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	平成 22 年度末	平成 23 年 9 月末
貸付金	110,511	109,322
貸倒引当金	△961	△947
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	251	246
貸倒引当金	△248	△246
投資有価証券・関係会社株式	1,180	1,036
その他資産	1,204	2,118
資産合計	111,938	111,530
財政融資資金借入金	24,598	23,014
債券	1,400	1,800
その他負債	249	346
負債合計	26,247	25,159
政府出資金	76,226	76,385
準備金	7,793	9,422
当期末処分利益	1,630	704
その他純資産	43	△140
純資産合計	85,691	86,370

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注 1）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3 カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3 カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注 2）

単位：百万円		
	平成 23 年 3 月期	平成 23 年 9 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	25,089	24,557
3 ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	593,826	590,872
合計 (1)	618,915	615,429
貸付金残高合計 (2)	11,076,228	10,956,796
(1) / (2)	5.59%	5.62%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 ヶ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 ヶ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 ヶ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注2）

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 23 年 3 月期	平成 23 年 9 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—
	危険債権	25,089 (0.23)	24,557 (0.22)
	要管理債権	593,826 (5.34)	590,872 (5.37)
	小計	618,915 (5.56)	615,429 (5.59)
	正常債権	10,505,638 (94.44)	10,389,138 (94.41)
貸倒引当金※	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—
	危険債権	24,803	24,557
	要管理債権	71,911	68,442
	小計	96,714	93,000
	要管理債権以外の債権に 対する一般貸倒引当金	24,143	26,298
	特定海外債権 引当金	—	—
	合計	120,857	119,298
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	要管理債権	—	—
	小計	—	—
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—
	危険債権	24,803 (98.86)	24,557 (100.00)
	要管理債権	71,911 (12.11)	68,442 (11.58)
	小計	96,714 (15.63)	93,000 (15.11)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注2) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成23年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,113,033百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、590,872百万円（うち繰り延べ対象元本残高は517,133百万円）となっています。

4-2. 平成 22 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

（1）概観

平成 23 年 3 月期の当期総利益は、1,630 億円（前年同期比 257 億円減）となりました。平成 23 年 3 月末の資産合計は 11 兆 1,938 億円（前年度末比 608 億円増）、負債合計は 2 兆 6,247 億円（同 2,110 億円減）、純資産合計は 8 兆 5,691 億円（同 2,717 億円増）となりました。平成 22 年度 3 月期と比較した当期総利益減少は、主として貸付金利息、政府交付金収入、その他収益（関係会社株式評価等益）の減少、及び（固定資産（竹橋合同ビル）に関する）減損損失の計上によるものです。

（2）損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益		
貸付金利息	2,145	2,064
貸倒引当金戻入	164	354
政府交付金収入	70	－
その他	288	103
経常収益合計	2,667	2,520
経常費用		
借入金利息	469	428
債券利息	14	25
貸倒引当金繰入	－	2
その他	296	365
経常費用合計	779	821
臨時損益	△1	△69
当期総利益	1,887	1,630

（3）貸借対照表の概要

（単位：億円）

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
貸付金	110,543	110,511
貸倒引当金	△1,314	△961
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	246	251
貸倒引当金	△246	△248
投資有価証券・関係会社株式	1,187	1,180
その他資産	914	1,204
資産合計	111,330	111,938
財政融資資金借入金	27,302	24,598
債券	800	1,400
その他負債	255	249
負債合計	28,357	26,247
政府出資金	75,182	76,226
準備金	5,906	7,793
当期末処分利益	1,887	1,630
その他純資産	△1	43
純資産合計	82,973	85,691

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注 1）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3 カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3 カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注 2）

単位：百万円		
	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	24, 557	25, 089
3 ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	604, 185	593, 826
合計 (1)	628, 743	618, 915
貸付金残高合計 (2)	11, 078, 869	11, 076, 228
(1) / (2)	5. 68%	5. 59%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 ヶ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 ヶ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 ヶ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注2）

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	24,557 (0.22)	25,089 (0.23)
	要管理債権	604,185 (5.43)	593,826 (5.34)
	小計	628,743 (5.65)	618,915 (5.56)
	正常債権	10,502,813 (94.35)	10,505,638 (94.44)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	24,557	24,803
	要管理債権	79,705	71,911
	小計	104,262	96,714
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	51,710	24,143
	特定海外債権引当金	—	—
	合計	155,972	120,857
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	要管理債権	—	—
	小計	—	—
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	24,557 (100.00)	24,803 (98.86)
	要管理債権	79,705 (13.19)	71,911 (12.11)
	小計	104,262 (16.58)	96,714 (15.63)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注3) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注4) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成23年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,130,262百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、593,826百万円（うち繰り延べ対象元本残高は517,230百万円）となっています。

4-3. 平成 21 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

平成 22 年 3 月期の当期総利益は、1,887 億円となりました。平成 22 年 3 月末の資産合計は 11 兆 1,330 億円（前年度末比 958 億円増）、負債合計は 2 兆 8,357 億円（同 2,202 億円減）、純資産合計は 8 兆 2,973 億円（同 3,160 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 20 年度 (注)	平成 21 年度
経常収益		
貸付金利息	1,101	2,145
貸倒引当金戻入	29	164
政府交付金収入	68	70
その他	104	288
経常収益合計	1,301	2,667
経常費用		
借入金利息	259	469
債券利息	2	14
貸倒引当金繰入	5	-
その他	106	296
経常費用合計	372	779
臨時損益	0	△1
当期総利益	930	1,887

（注）：有償資金協力勘定の平成 20 年度の会計期間は、新 JICA 発足後の平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間となっております。

(3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	平成 20 年度末	平成 21 年度末
貸付金	109,227	110,543
貸倒引当金	△1,385	△1,314
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	533	246
貸倒引当金	△339	△246
投資有価証券・関係会社株式	1,346	1,187
その他資産	989	914
資産合計	110,372	111,330
財政融資資金借入金	30,034	27,302
債券	300	800
その他負債	225	255
負債合計	30,559	28,357
政府出資金	73,909	75,182
準備金	4,976	5,906
当期末処分利益	930	1,887
その他純資産	△1	△1
純資産合計	79,813	82,973

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注 1）

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注 2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3 カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3 カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注 3）

単位：百万円		
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	53,325	24,557
3 ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	582,764	604,185
合計 (1)	636,089	628,743
貸付金残高合計 (2)	10,976,040	11,078,869
(1) / (2)	5.80%	5.68%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 ヶ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 ヶ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 ヶ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注3）

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	53,325 (0.48)	24,557 (0.22)
	要管理債権	582,764 (5.28)	604,185 (5.43)
	小計	636,089 (5.77)	628,743 (5.65)
	正常債権	10,394,568 (94.23)	10,502,813 (94.35)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872	24,557
	要管理債権	83,141	79,705
	小計	117,013	104,262
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	55,311	51,710
	特定海外債権引当金	-	-
	合計	172,324	155,972
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872 (63.52)	24,557 (100.00)
	要管理債権	83,141 (14.27)	79,705 (13.19)
	小計	117,013 (18.40)	104,262 (16.58)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年度末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は 48,322 百万円となっております（平成 21 年度末時点における同残高はなし）。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、(1) 期末以前 3 年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、(2) 期末以前 3 年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、(3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成 22 年 3 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は 1,162,730 百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、604,185 百万円（うち繰り延べ対象元本残高は 522,754 百万円）となっています。

4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫（旧国際協力銀行）は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 20 年度財務諸表（自平成 20 年 4 月 1 日～至平成 20 年 9 月 30 日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

（1）概観

平成 20 年 9 月期の当年度利益金は、98 億円（前年同期比 890 億円減）となりました。

平成 20 年 9 月末の総資産は 11 兆 821 億円（前年度末比 1,169 億円減）、負債計は 3 兆 1,277 億円（同 1,929 億円減）、純資産計は 7 兆 9,544 億円（同 760 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位:億円)

		平成 19 年度 上期 ①	平成 19 年度 下期	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②－①
収 益	貸付金利息	1,170	1,149	1,123	△47
	受取配当金	53	97	43	△10
	一般会計より受入	100	100	68	△33
	預け金利息	2	1	1	△0
	受入雑利息	0	0	0	△0
	受入手数料	2	4	2	△0
	外国為替益	0	－	－	△0
	出資金処分益	143	－	－	△143
	その他	2	0	3	1
	計	1,473	1,352	1,240	△233
損 失	借入金利息	327	356	289	△38
	事務費	48	53	60	12
	動産不動産減価償却費	2	2	2	△0
	支払手数料	10	32	17	7
	外国為替損	0	1	0	0
	貸付金償却	100	77	771	670
	その他	0	0	1	1
	計	488	520	1,139	652
貸倒等引当金洗替前利益金		985	832	101	△884
貸倒等引当金戻入額		3,941	3,937	3,934	△6
貸倒等引当金繰入額		※1 3,937	※2 3,934	※3 3,937	△0
貸倒等引当金洗替後利益金		989	835	98	△890

- ※1 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分）： 11
貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）： 1
特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）： 3,634
出資損失引当金（告示 16 条 2 号）： 291
- ※2 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分）： 11
貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）： 1
特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）： 3,633
出資損失引当金（告示 16 条 2 号）： 289
- ※3 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分）： 11
貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分）： 1
特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号）： 3,633
出資損失引当金（告示 16 条 2 号）： 292

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②－①
資 産	貸付金	112,976	113,871	112,684	△1,187
	円借款	112,940	113,837	112,652	△1,185
	海外投融資	36	34	32	△2
	出資金	1,352	1,346	1,348	2
	現金預け金	958	15	40	24
	未収収益	635	618	607	△10
	雑勘定	7	7	11	3
	動産不動産	67	67	68	1
	貸倒等引当金	△ 3,937	△ 3,934	△ 3,937	△3
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169
負 債 ・ 純 資 産	借入金	35,519	33,067	31,143	△ 1,924
	未払費用	176	136	133	△ 3
	雑勘定	3	3	1	△2
	(負債計)	35,698	33,206	31,277	△ 1,929
	資本金	72,315	73,906	74,568	662
	積立金	3,055	3,055	4,878	1,823
	利益金	989	1,823	98	△1,725
	(純資産計) (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
計		112,056	111,990	110,821	△1,169

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成 19 年度 上期	平成 19 年度 下期 ①	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②－①
総資産	112,056	111,990	110,821	△1,169
純資産合計 (注 1)	76,358	78,784	79,544	760
純資産合計/総資産 (注 1)	68.14%	70.35%	71.78%	1.43%

(注 1) 「純資産」について、平成 19 年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(5) 延滞債権（注）について

（注） 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。
財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

（海外経済協力勘定）

（単位：億円）

	平成19年度 下期 ①	平成20年 9月期 ②	増 △ 減 ②－①
延滞債権-①	3,353	3,294	△60
貸付金残高-②	113,871	112,684	△1,187
①／② (%)	2.94%	2.92%	△0.02%

（注） パリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で86億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で480億円です。

4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度民間財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行は、旧国際協力銀行の最終年度（平成 20 年 9 月期）の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成 20 年 12 月 26 日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成 20 年 9 月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

（1）損益の状況

（単位：億円）

	平成 19 年 9 月期	平成 20 年 9 月期
業務粗利益	890	862
資金運用利益	895	876
役務取引等収益	△5	△13
その他業務利益	0	0
営業経費	△46	57
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	844	805
一般貸倒引当金繰入額	-	△319
臨時損益	141	△0
株式関係損益	140	-
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	0	△0
経常利益	985	487
特別損益	184	67
交付金収入	100	68
貸倒引当金戻入益	84	-
その他の特別損益	0	△1
当期純利益	1,169	553

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 3 月 期	平成 20 年 9 月 期
資産の部合計	110,478	109,764
現金預け金	19	41
有価証券	1,037	1,036
貸出金	109,628	109,211
その他資産	589	585
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△876	△1,195
負債の部合計	33,277	31,348
債券	-	-
借入金	33,067	31,143
その他負債	141	136
支払承諾	-	-
純資産の部合計	77,201	78,416
資本金	73,906	74,568
利益剰余金	3,295	3,849
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

（ii）延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

（iii）3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

（iv）貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
破綻先債権	—	—	—
延滞債権	76,876	73,367	73,367
3 カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	185,191	139,647	668,789
合計 ①	262,068	213,015	742,156
貸付金残高合計 ②	10,940,343	10,962,845	10,921,146
①／②（％）	2.40%	1.94%	6.80%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3カ月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（注3）

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	76,876	73,367	73,367
	要管理債権	185,191	139,647	668,789
	小計	262,068	213,015	742,156
	正常債権	10,739,666	10,807,306	10,235,375
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	54,028	50,319	50,319
	要管理債権	14,901	10,253	44,200
	小計	68,930	60,572	94,520
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	33,967	27,036	24,972
	特定海外債権引当金	—	—	—
	合計	102,897	87,609	119,492
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	—	—	—
	要管理債権	—	—	—
	小計	—	—	—
(保全率※)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
	危険債権	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)
	要管理債権	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)
	小計	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で72,484百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間ににおいて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間ににおいて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,583百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で668,789百万円（うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円）となっています。

4-6. 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して ①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

(2) 当機構の平成 23 年度政策コスト分析結果（平成 23 年 7 月 27 日公表）

政策コスト	分析期間
4,961 億円	40 年間

上記の数字は、平成 21 年末時点の出融資残高 11 兆 1,976 億円に加え、平成 22・23 年度の出融資計画（1 兆 8,410 億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの 40 年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第 3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成 22 年度は合計で 1,087 百万円の設備等支出を行いました。また、平成 22 年度中に処分した設備等の平成 21 年度末帳簿価額合計は 3,191 百万円となっております。

2. 主要な設備の状況（平成 22 年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
事務所・舎宅等	東京都他	332,107.04 m ²	26,137	35,868	2,358	0	64,363

3. 設備の新設、除却等の計画

平成 23 年度において、当機構の主要な設備等への支出・除却計画はありません。

第 4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 18 年度末	—	88,508	—
平成 19 年度末	△5,175	83,333	国庫納付に伴う減少
平成 20 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
平成 21 年度末	127,300	7,601,489	
平成 22 年度末	104,400	7,705,889	

(注) 当機構は、平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受け入れております。

上記の表において、平成 17 年度末から平成 19 年度末の金額には旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額は含まれておりません。参考として、旧 JBIC の海外経済協力勘定の資本金の推移を記載します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 18 年度末	165,864	7,231,508	政府（一般会計）からの出資
平成 19 年度末	159,064	7,390,572	政府（一般会計）からの出資

2. 役員の状況（平成23年12月1日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	緒方 貞子	平成15年10月1日 (再任)	昭和51年 国際連合日本政府代表部公使 昭和55年 上智大学国際関係研究所教授 昭和57年 国連人権委員会政府代表 平成 3年 第8代 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長
理事	新井 泉	平成20年10月1日 (再任)	昭和50年 海外経済協力基金採用 平成18年 アフリカ地域外事審議役 平成19年 開発金融研究所長 平成19年 国際協力銀行理事 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	佐々木 弘世	平成22年1月1日 (再任)	昭和51年 国際協力事業団入団 平成13年 国際協力事業団人事部人事課長 平成16年 独立行政法人国際協力機構経済開発部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	小寺 清	平成22年4月1日 (再任)	昭和49年 大蔵省入省 平成16年 財務省国際局次長 平成17年 財務省副財務官 平成18年 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会事務局長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	市川 雅一	平成23年8月1日 (再任)	昭和58年 通商産業省入省 平成21年 内閣官房地域活性化統合事務局次長 平成22年 大臣官房審議官（戦略輸出担当） 平成23年 大臣官房審議官（製造産業局担当） 平成23年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	黒川 恒男	平成23年9月1日 (再任)	昭和54年 国際協力事業団入団 平成14年 国際協力事業団総務部安全管理課長兼安全情報室長 平成16年 独立行政法人国際協力機構アフリカ部長 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事長室長 平成23年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	渡邊 正人	平成23年9月1日 (再任)	昭和55年 外務省入省 平成15年 外務省経済協力局政策課長 平成16年 在インドネシア日本国大使館公使 平成19年 外務省大臣官房参事官兼国際協力局 平成21年 独立行政法人国際協力機構総務部長 平成23年 独立行政法人国際協力機構理事

監事	伊藤 隆文	平成23年10月1日 (再任)	昭和53年 平成16年 平成18年 平成20年 平成23年	国際協力事業団入団 独立行政法人国際協力機構総務部総務グループ長 独立行政法人国際協力機構地球環境部長 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局長 独立行政法人国際協力機構監事
監事	黒川 肇	平成23年10月1日	平成5年 平成9年 平成22年 平成23年	デロイト・アンド・トウシュ会計事務所 フランクフルト事務所マネージャー 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）国際選任部門マネージャー 有限責任監査法人 トーマツ東京事務所パブリックセクター部マネージャー 独立行政法人国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣（7 ページご参照）は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については「日本政府との関係について」（7 ページ）をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」といいます。）の評価を受けています。これに先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については 7 ページご参照）期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会で審議し、業績評価報告書としてとりまとめ、独法評価委員会へ提出しています。なお、独法評価委員会は総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。また、独法評価委員会の評価結果及び通知内容は公表されています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べるすることができます。

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が平成 22 年度において役員に支払った報酬額は総額で 219,258 千円です。

(4) リスク管理について

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力におけるリスク管理を組織的に対処すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。また、統合的リスク管理及びカテゴリー別のリスク管理に関する重要事項の検討、審議を行うため、理事を委員長としたリスク管理委員会を設置しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書38～51ページをご参照ください。

第 5 経理の状況

当機構は平成20年10月1日に旧JBICの海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継した為、下記「1-2. 平成20事業年度財務諸表」には、これら承継した業務の平成20年10月1日以降に関する計数が含まれております。参考迄に、旧JBICの財務諸表（下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」及び下記「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」も併せて記載します。

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

（注）当機構は子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

菅田 啓之 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

鈴木 裕子 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

秋山 修一郎 

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成23年4月1日から平成23年9月30日までの第9期事業年度半期の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について中間監査を行った。

財務諸表等に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（以下「有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等」という。）を作成し有用な情報を提供することにある。これには、不正及び誤謬又は違法行為による重要な虚偽表示のない有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等を作成し有用な情報を表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から、有償資金協力に
勘定に係る勘定別財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、独立行政法人に
対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に
準拠して中間監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別
財務諸表等には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して利害関係者の判断を損なう
ような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を
策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の金額及び開示について監査証拠
を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査
手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬又は違法行為による有償資金協力勘定に係る勘定別
財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に
必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について
意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた
適切な中間監査手続を立案するために、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の作成と有用な
情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、独立行政法人の長が採用した
会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め有償資金
協力勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して
いる。なお、当監査法人が実施した中間監査は、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な
虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について
意見を述べるものではない。

中間監査意見

当監査法人は上記の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、
重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人の計算書類及び事業報告書等
に基づき記載している部分を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当
と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の
財政状態及び運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき
利害関係はない。

以 上



JICA(OP)第11-24001号

平成23年11月24日

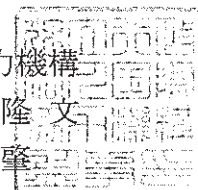
独立行政法人国際協力機構

理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 伊藤 隆文

監事 黒川 肇



平成23事業年度独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定
上半期決算に関する監事意見書

独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第28条第1項の規定により、同機構有償資金協力勘定の平成23事業年度上半期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の決算について、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、同項の規定により作成された財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意 見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以 上

1-1.平成23事業年度上半期財務諸表 独立監査人の監査報告書

財 産 目 録

(平成 2 3 年 9 月 3 0 日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

流動資産	11,037,847,955,649	
現金及び預金	39,735,227,297	普通預金・当座預金 三菱東京UFJ銀行
有価証券	99,800,000,000	譲渡性預金 三井住友銀行他
貸付金	10,932,238,965,555	1,852 口
貸倒引当金	△ 94,740,862,524	
前渡金	5,705,561,404	
前払費用	69,737,358	
未収収益	47,772,455,802	
未収貸付金利息	47,109,060,807	当半期末における未収貸付金利息
未収コミットメントチャージ	661,470,757	当半期末における未収コミットメントチャージ
未収受取利息	1,924,238	当半期末における未収受取利息
未収入金	216,129,294	
立替金	15,914,173	
算定割当量	224,827,290	
差入保証金	6,810,000,000	5 点
固定資産	115,112,241,439	
有形固定資産	10,685,180,260	
建物	2,168,781,244	8 棟 (延 11,809.84㎡)
構築物	36,737,216	22 点
機械装置	45,721,070	30 点
車両運搬具	152,001,789	176 点
工具器具備品	499,865,914	259 点
土地	7,782,073,027	6 箇所 (8,947.93㎡)
無形固定資産	141,768	
商標権	141,768	1 口
投資その他の資産	104,426,919,411	
投資有価証券	5,782,755,024	5 口
関係会社株式	97,842,172,363	9 口
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	24,557,275,808	7 口
貸倒引当金	△ 24,557,275,808	
長期前払費用	513,245	
差入保証金	801,478,779	143 点
合計	11,152,960,197,088	

貸 借 対 照 表

(平成23年9月30日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

資産の部

Ⅰ 流動資産

現金及び預金		39,735,227,297	
有価証券		99,800,000,000	
貸付金	10,932,238,965,555		
貸倒引当金	△ 94,740,862,524	10,837,498,103,031	
前渡金		5,705,561,404	
前払費用		69,737,358	
未収収益			
未収貸付金利息	47,109,060,807		
未収コミットメントチャージ	661,470,757		
未収受取利息	1,924,238	47,772,455,802	
未収入金		216,129,294	
立替金		15,914,173	
算定割当量		224,827,290	
差入保証金		6,810,000,000	
流動資産合計			11,037,847,955,649

Ⅱ 固定資産

1 有形固定資産

建物	3,299,405,176		
減価償却累計額	△ 455,409,135		
減損損失累計額	△ 675,214,797	2,168,781,244	
構築物	60,572,819		
減価償却累計額	△ 12,165,135		
減損損失累計額	△ 11,670,468	36,737,216	
機械装置	194,040,596		
減価償却累計額	△ 46,031,846		
減損損失累計額	△ 102,287,680	45,721,070	
車両運搬具	257,121,231		
減価償却累計額	△ 105,119,442	152,001,789	
工具器具備品	1,023,873,306		
減価償却累計額	△ 524,007,392	499,865,914	
土地	13,873,270,000		
減損損失累計額	△ 6,091,196,973	7,782,073,027	
有形固定資産合計		10,685,180,260	

2 無形固定資産

商標権		141,768	
無形固定資産合計		141,768	

3 投資その他の資産

投資有価証券		5,782,755,024	
関係会社株式		97,842,172,363	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	24,557,275,808		
貸倒引当金	△ 24,557,275,808	0	
長期前払費用		513,245	
差入保証金		801,478,779	
投資その他の資産合計		104,426,919,411	

固定資産合計 115,112,241,439

資産合計 11,152,960,197,088

財務諸表 有償資金協力勘定))

負債の部

I 流動負債

1年以内償還予定財政融資資金借入金	321,074,980,000	
未払金	299,975,528	
未払費用	11,095,983,421	
金融派生商品	14,534,561,140	
リース債務	158,301,998	
預り金	36,657,914	
賞与引当金	221,586,533	
仮受金	123,180,240	
流動負債合計		347,545,226,774

II 固定負債

債券	180,000,000,000	
財政融資資金借入金	1,980,291,331,000	
長期リース債務	253,488,737	
退職給付引当金	7,786,859,817	
資産除去債務	69,331,424	
固定負債合計		2,168,401,010,978
負債合計		2,515,946,237,752

純資産の部

I 資本金

政府出資金	7,638,455,785,510	
資本金合計		7,638,455,785,510

II 利益剰余金

準備金	942,223,309,638	
当期未処分利益	70,368,673,414	
(うち当期総利益)	(70,368,673,414)	
利益剰余金合計		1,012,591,983,052

III 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△ 160,109,800	
繰延ヘッジ損益	△ 13,873,699,426	
評価・換算差額等合計		△ 14,033,809,226

純資産合計 8,637,013,959,336

負債純資産合計 11,152,960,197,088

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

経常費用

有償資金協力業務関係費

債券利息	1,668,315,752	
借入金利息	18,476,574,050	
金利スワップ支払利息	2,657,203,295	
業務委託費	2,728,744,847	
債券発行費	191,582,655	
外国為替差損	32,567,018	
人件費	1,659,517,912	
賞与引当金繰入	20,648,954	
退職給付費用	251,272,821	
物件費	3,962,310,136	
減価償却費	199,693,300	
税金	86,262,255	
投資有価証券評価等損	7,243,392	
関係会社株式評価等損	4,002,261,239	
利息費用	182,898	35,944,380,524

経常費用合計		35,944,380,524
--------	--	----------------

経常収益

有償資金協力業務収入

貸付金利息	99,539,251,968	
国債等債券利息	11,557,750	
受取配当金	3,705,307,200	
貸付手数料	880,522,279	
関係会社株式評価等益	347,580,808	
貸倒引当金戻入	1,558,586,850	106,042,806,855

財務収益

受取利息	4,159,370	4,159,370
------	-----------	-----------

雑益

267,198,539

経常収益合計		106,314,164,764
--------	--	-----------------

経常利益		70,369,784,240
------	--	----------------

臨時損失

固定資産除却損	887,625	
固定資産売却損	223,201	1,110,826

当期純利益

70,368,673,414

当期総利益

70,368,673,414

重要な会計方針

【有償資金協力勘定】

1 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50 年
構築物	2～46 年
機械装置	2～17 年
車両運搬具	2～6 年
工具器具備品	2～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

2 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当半期に帰属する額を計上しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当半期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

4 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

- (3) その他有価証券（時価のないもの）
移動平均法による原価法を採用しております。

6 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当半期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 リース取引の処理方法

リース料総額が 3 百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 3 百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸付金とヘッジ手段である金利スワップを特定し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日及び想定元本に差異がないかを基礎として判断しております。

10 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【有償資金協力勘定】

貸借対照表関係

1 連帯債務

当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	850,000,000,000	円
政府保証外債	4,900,000,000	ドル
	1,250,000,000	ユーロ

2 固定資産減損関係

減損の兆候が認められた固定資産

- (1) 減損の兆候が認められるという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要
以下の資産について減損の兆候があります。

(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
麻布分室	研修所	東京都港区	建物	138,836,478
			構築物	8,446,436
			土地	1,170,000,000

- (2) 減損の兆候が認められるという決定を行った経緯及び理由

麻布分室については、平成 22 年 12 月 7 日付の閣議決定に基づき、平成 23 年度中の売却が決定されていることから、減損の兆候が認められますが、当上半期末時点においては引き続き研修所の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

3 融資未実行残高

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,891,403,441,387 円であります。

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定では、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、財投機関債の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理（ALM）の観点から、金利変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。

2 金融商品の内容及びそのリスク

有償資金協力勘定で保有する金融資産は、開発途上地域に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券、投資有価証券及び関係会社株式は、満期保有目的及び政策目的で保有しており、それぞれ、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスクの管理

有償資金協力勘定では、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各地域部のほか審査部及び総務部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

投資有価証券及び関係会社株式の発行体の信用リスクに関しては、民間連携室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、取引先に対するエクスポージャーや信用状態の把握を定期的に行い、必要に応じ担保徴求することで管理しております。

(2) 市場リスクの管理

① 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。なお、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、金利変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引を行っております。

② 価格変動リスクの管理

保有している株式は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は、総務部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

有償資金協力勘定については、国会議決を受けた政府関係機関予算に基づき資金計画を作成し、資金調達を行っております。

(4) デリバティブ取引の管理

金利スワップ取引は、スワップ関連規程に基づき、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制の確立された体制の下で実施・管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

当半期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的債券	99,800,000,000	99,800,000,000	0
(2) 貸付金	10,932,238,965,555		
貸倒引当金	△94,740,862,524		
	10,837,498,103,031	10,794,094,854,479	△43,403,248,552
(3) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	24,557,275,808		
貸倒引当金	△24,557,275,808		
	0	0	0
(4) 財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）	(2,301,366,311,000)	(2,388,086,002,320)	(86,719,691,320)
(5) デリバティブ取引	(14,534,561,140)	(14,534,561,140)	0

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 有価証券

満期保有目的債券は譲渡性預金であり、短期間で決済され時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。

② 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

③ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当半期末日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

④ 財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）

財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑤ デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値

を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券	5,782,755,024
関係会社株式	97,842,172,363

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

退職給付関係

(1) 退職給付債務及びその内訳 (単位：円)

	平成 23 年度上半期末
(1) 退職給付債務	△10,528,152,138
(2) 年金資産	2,741,292,321
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△7,786,859,817
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△7,786,859,817
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△7,786,859,817

(2) 退職給付費用の内訳 (単位：円)

	平成 23 年度上半期
(1) 勤務費用	219,623,316
(2) 利息費用	70,380,863
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	0
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△38,731,358

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成 23 年度上半期
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1 年
(4) その他(会計基準変更時差異の処理年数)	1 年

資産除去債務関係

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い5年間、割引率は0.529%を採用しております。

当半期末における資産除去債務残高は、当期首残高 69,148,526 円と時の経過による資産除去債務の調整額 182,898 円の合計 69,331,424 円であります。

持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりであります。

(1)	関連会社に対する投資の金額	98,773,444,918 円
(2)	持分法を適用した場合の投資の金額	112,218,798,331 円
(3)	持分法を適用した場合の投資利益の金額	11,180,529,426 円

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

財務諸表 有償資金協力勘定))

附属明細書

【有償資金協力勘定】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(単位：円)												
資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末 残 高	摘 要
							当期償却額		当期損益内	当期損益外		
有形固定資産 (償却費損益内)	建 物	3,298,498,956	1,092,431	186,211	3,299,405,176	455,409,135	64,614,716	675,214,797	0	0	2,168,781,244	
	構 築 物	59,484,145	1,088,674	0	60,572,819	12,165,135	1,491,952	11,670,468	0	0	36,737,216	
	機 械 装 置	193,505,050	535,546	0	194,040,596	46,031,846	4,671,331	102,287,680	0	0	45,721,070	
	車 両 運 搬 具	248,523,827	9,452,313	854,909	257,121,231	105,119,442	21,479,591	0	0	0	152,001,789	
	工 具 器 具 備 品	725,541,398	299,087,993	756,085	1,023,873,306	524,007,392	107,427,371	0	0	0	499,865,914	
	計	4,525,553,376	311,256,957	1,797,205	4,835,013,128	1,142,732,950	199,684,961	789,172,945	0	0	2,903,107,233	
非償却資産	土 地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	6,091,196,973	0	0	7,782,073,027	
	建 設 仮 勘 定	157,985	0	157,985	0	0	0	0	0	0	0	
	計	13,873,427,985	0	157,985	13,873,270,000	0	0	6,091,196,973	0	0	7,782,073,027	
有形固定資産合計	建 物	3,298,498,956	1,092,431	186,211	3,299,405,176	455,409,135	64,614,716	675,214,797	0	0	2,168,781,244	
	構 築 物	59,484,145	1,088,674	0	60,572,819	12,165,135	1,491,952	11,670,468	0	0	36,737,216	
	機 械 装 置	193,505,050	535,546	0	194,040,596	46,031,846	4,671,331	102,287,680	0	0	45,721,070	
	車 両 運 搬 具	248,523,827	9,452,313	854,909	257,121,231	105,119,442	21,479,591	0	0	0	152,001,789	
	工 具 器 具 備 品	725,541,398	299,087,993	756,085	1,023,873,306	524,007,392	107,427,371	0	0	0	499,865,914	
	土 地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	6,091,196,973	0	0	7,782,073,027	
	建 設 仮 勘 定	157,985	0	157,985	0	0	0	0	0	0	0	
	計	18,398,981,361	311,256,957	1,955,190	18,708,283,128	1,142,732,950	199,684,961	6,880,369,918	0	0	10,685,180,260	
無形固定資産 (償却費損益内)	商 標 権	166,786	0	0	166,786	25,018	8,339	0	0	0	141,768	
	計	166,786	0	0	166,786	25,018	8,339	0	0	0	141,768	
無形固定資産合計	商 標 権	166,786	0	0	166,786	25,018	8,339	0	0	0	141,768	
	計	166,786	0	0	166,786	25,018	8,339	0	0	0	141,768	
投資その他の資産	投 資 有 価 証 券	5,989,825,631	0	207,070,607	5,782,755,024	0	0	0	0	0	5,782,755,024	
	関 係 会 社 株 式	112,034,352,794	347,580,808	14,539,761,239	97,842,172,363	0	0	0	0	0	97,842,172,363	
	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	25,088,735,101	0	531,459,293	24,557,275,808	0	0	0	0	0	24,557,275,808	
	貸倒引当金（固定）	△ 24,802,756,856	0	△ 245,481,048	△ 24,557,275,808	0	0	0	0	0	△ 24,557,275,808	
	長 期 前 払 費 用	0	513,245	0	513,245	0	0	0	0	0	513,245	
	差 入 保 証 金	832,260,785	1,916,344	32,698,350	801,478,779	0	0	0	0	0	801,478,779	
	計	119,142,417,455	350,010,397	15,065,508,441	104,426,919,411	0	0	0	0	0	104,426,919,411	

(2) 有価証券の明細

1 流動資産として計上された有価証券

(単位: 円)

満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期費用に含ま れた評価差額	摘 要
	譲渡性預金	99,800,000,000	99,800,000,000	99,800,000,000	0	

2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位: 円)

（単位：千円）							
	銘 柄	取得価額	純資産に持分割 合を乗じた価額	貸借対照表 計上額	当期費用に含ま れた評価差額	摘 要	
関係会社株式	スマトラパルプ株式会社	2,758,289,455	2,676,920,974	2,676,920,974	△ 27,158,790		
	日本シンガポール石油化学株式会社	5,850,525,774	5,973,839,809	5,850,525,774	0		
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	6,640,261,631	6,640,261,631	374,739,598		
	サウディ石油化学株式会社	14,539,761,238	26,173,831,707	14,539,761,238	0		
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,713,645,627	2,436,204,983	0		
	日伯紙パルプ資源開発株式会社	15,010,803,073	17,352,603,893	15,010,803,073	0		
	日本アサハンアルミニウム株式会社	25,024,662,250	25,024,662,250	25,024,662,250	0		
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	26,002,629,979	25,661,761,378	25,661,761,378	0		
	タイリカバリーファンド	1,271,062	1,271,062	1,271,062	0		
	合 計	98,773,444,918	112,218,798,331	97,842,172,363	347,580,808		
その他の有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表 計上額	当期費用に含ま れた評価差額	その他の有価証券 評価差額	摘 要
	日本ウジミナス株式会社	5,267,620,814	－	5,267,620,814	0	0	
	国際連合大学信託基金	56,206,400	－	56,206,400	0	0	
	世銀炭素基金	208,518,011	－	158,243,404	0	△ 50,274,607	
	地方企業育成基金	74,263,021	－	51,896,744	0	△ 22,366,277	
	メキシコ環境基金	336,256,578	－	248,787,662	0	△ 87,468,916	
	合 計	5,942,864,824	－	5,782,755,024	0	△ 160,109,800	
貸借対照表 計上額合計				103,624,927,387		△ 160,109,800	

(3) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額等	償却額		
貸付金	11,051,139,214,728	200,853,741,293	319,753,990,466	0	10,932,238,965,555	
破産債権、再生債権、 更生債権その他これら に準ずる債権	25,088,735,101	0	531,459,293	0	24,557,275,808	
合 計	11,076,227,949,829	200,853,741,293	320,285,449,759	0	10,956,796,241,363	

※当期増加額及び当期減少額の回収額等は、「貸付金」と「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」との間の振替を含んでおります。

(4) 借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘 要
財政融資資金借入金	2,459,841,318,000	0	158,475,007,000	2,301,366,311,000 (321,074,980,000)	1.541	2012年12月 ～2036年2月	

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(5) 債券の明細

(単位:円)

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘 要
第1回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	30,000,000,000 (0)	2.470	2028年9月	
第2回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	30,000,000,000 (0)	2.341	2029年6月	
第3回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000 (0)	2.134	2029年12月	
第4回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000 (0)	2.079	2030年6月	
第5回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000 (0)	1.918	2030年9月	
第6回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000 (0)	2.098	2030年12月	
第7回国際協力機構債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000 (0)	1.991	2031年6月	
第8回国際協力機構債券	0	15,000,000,000	0	15,000,000,000 (0)	1.554	2026年9月	
第9回国際協力機構債券	0	5,000,000,000	0	5,000,000,000 (0)	2.129	2041年9月	
計	140,000,000,000	40,000,000,000	0	180,000,000,000 (0)			

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(6) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	200,937,579	221,586,533	200,937,579	0	221,586,533	

(7) 貸付金等に対する貸倒引当金

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
貸付金	11,051,139,214,728	△ 118,900,249,173	10,932,238,965,555	96,053,968,326	△ 1,313,105,802	94,740,862,524	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	25,088,735,101	△ 531,459,293	24,557,275,808	24,802,756,856	△ 245,481,048	24,557,275,808	
合 計	11,076,227,949,829	△ 119,431,708,466	10,956,796,241,363	120,856,725,182	△ 1,558,586,850	119,298,138,332	

※貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針4に記載しております。

(8) 退職給付引当金

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	10,423,552,088	290,004,179	185,404,129	10,528,152,138	
退職一時金に係る債務	3,290,641,283	100,477,768	82,074,288	3,309,044,763	
厚生年金基金に係る債務	7,132,910,805	189,526,411	103,329,841	7,219,107,375	
未認識過去勤務債務及び未認識 数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	2,716,326,747	128,295,415	103,329,841	2,741,292,321	
退職給付引当金	7,707,225,341	161,708,764	82,074,288	7,786,859,817	

(9) 資産除去債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
建物賃貸契約等に基づく原状回復義務	69,148,526	182,898	0	69,331,424	第91特定なし

(1 0) 保証債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘 要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債〈公募〉	22	950,000,000,000	0	0	2	100,000,000,000	20	850,000,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘 要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロドル債〈公募〉)	4	2,400,000,000	0	0	0	0	4	2,400,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘 要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (グローバルドル債〈公募〉)	3	3,500,000,000	0	0	1	1,000,000,000	2	2,500,000,000	

(単位：ユーロ)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘 要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロユーロ債〈公募〉)	2	1,250,000,000	0	0	0	0	2	1,250,000,000	

※当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

(1 1) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	政府出資金	7,622,555,785,510	15,900,000,000	0	7,638,455,785,510	出資金受入による増加

(1 2) 積立金等の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
個別法第31条第5項準備金	779, 251, 583, 517	162, 971, 726, 121	0	942, 223, 309, 638	平成22年度利益 処分による増加

(1 3) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	19,587	11	1,708	2
職員	(1,867)	(10)	(-)	(0)
	1,811,570	1,733	80,367	26
合計	(1,867)	(10)	(-)	(0)
	1,831,156	1,744	82,074	28

(注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

役員に対する報酬及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与及び退職手当の支給基準

職員に対する給与及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」等に基づき支給しております。

3 支給人員数

(1) 報酬又は給与の支給人員数については、法人単位の期中の平均支給人員数により記載しております。

(2) 当事業年度において、役員の異動があったことにより、期末日現在の役員数と上表の支給人員数が相違しております。

4 その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。

(1 4) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

物件費		(単位：円)
区 分	金 額	
業務諸費	1,567,467,767	
情報システム関係費	449,932,086	
不動産賃借料	439,482,473	
旅費交通費	450,567,625	
その他経費	1,054,860,185	
合 計	3,962,310,136	

(1 5) 関連会社の明細

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	日本アサハナルミニウム株式会社	PT Indonesia Asahan Aluminium
業務概要	インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬	インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬
役員氏名	役員数13名 代表取締役社長 松本 基弘 専務取締役 春田 弘司 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)	-
関連会社とJICAの取引の関連図		
資産	50,341,072,424円	-
負債	291,747,924円	-
資本金	99,985,000,000円	-
利益剰余金	△49,935,675,500円	-
営業収入	243,087,817円	-
経常損益	0円	-
当期損益	0円	-
当期末処分利益（当期末処理損失）	△49,935,675,500円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	・株式数：99,985,000株 ・取得価額：25,024,662,250円 ・貸借対照表計上額：25,024,662,250円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミニウム製錬事業の事業資金 ・当初出資年月日：1975年12月27日	・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	-

財務諸表 有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		カフコジャパン投資株式会社	Karnaphuli Fertilizer Company Limited
業務概要		バングラデシュ・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名		役員数9名 代表取締役社長 遠藤 剛 代表取締役副社長 臼居 一英 (旧国際協力銀行 国際審査部次長) 監査役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)	-
関連会社とJICAの取引の関連図		<pre> graph LR A[国際協力機構] -- "(出資)" --> B[カフコジャパン投資 (株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- "(出資)" --> B[カフコジャパン投資 (株)] B -- "(出資)" --> C[Karnaphuli Fertilizer] </pre>
資産		7,033,397,266円	-
負債		87,831,202円	-
資本金		5,023,900,000円	-
利益剰余金		1,921,666,064円	-
営業収入		1,328,158,989円	-
経常損益		1,180,069,819円	-
当期損益		1,150,758,858円	-
当期末処分利益（当期末処理損失）		1,210,281,824円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,436,204,983円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日	・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細		該当なし	-
債務保証の明細		該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約・企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）		該当なし	-

財務諸表 有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本アマゾンアルミニウム株式会社	サウディ石油化学株式会社
業務概要		アマゾン地域におけるアルミ生産及びアルミ製錬	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名		役員数15名 代表取締役社長 柴崎 徹也 監査役 河野 善彦 (旧国際協力銀行 理事)	役員数17名 代表取締役社長 金森 廣 常務取締役 酒井 陽三 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)
関連会社とJICAの取引の関連図		国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム (株) (出資)	国際協力機構 → サウディ石油化学 (株) (出資)
資産		57,387,486,307円	101,679,327,745円
負債		256,196,902円	31,137,280,723円
資本金		57,350,000,000円	28,400,000,000円
利益剰余金		△218,710,595円	42,142,047,022円
営業収入		201,024,483円	60,658,635,843円
経常損益		△857,890,248円	18,486,002,345円
当期損益		△859,100,248円	16,414,512,574円
当期末処分利益 (当期末処理損失)		△839,237,595円	19,202,154,244円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		・株式数：51,520,000株 ・取得価額：26,002,629,979円 ・貸借対照表計上額：25,661,761,378円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 ・当初出資年月日：1978年8月29日	・株式数：4,215,000株 ・取得価額：14,539,761,238円 ・貸借対照表計上額：14,539,761,238円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 ・当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細		該当なし	該当なし
債務保証の明細		該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約・企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	該当なし

財務諸表 有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		Eastern Petrochemical Company	スマトラパルプ株式会社
業務概要		アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	南スマトラ州ムアラエニム県において、アカシアマンガウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名		-	役員数7名 代表取締役社長 甘舛 保之 代表取締役副社長 田中 裕 (旧国際協力銀行 開発セクター部長) 監査役 玉石 鍊太郎 (旧国際協力銀行 開発第1部参事役)
関連会社とJICAの取引の関連図		<pre> graph LR A[国際協力機構] -- "(出資)" --> B[サウディ石油化学(株)] A -- "(出資)" --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph LR A[国際協力機構] -- "(出資)" --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産		-	6,591,256,968円
負債		-	322,986,588円
資本金		-	13,350,850,000円
利益剰余金		-	△7,082,579,620円
営業収入		-	9,669,808円
経常損益		-	△62,302,232円
当期損益		-	△63,594,942円
当期末処分利益（当期末処理損失）		-	△7,082,579,620円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		- 株式数：- - 取得価額：- - 貸借対照表計上額：- - 根拠法：- - 法令の規定：- - 出資目的：- - 当初出資年月日：-	- 株式数：114,032株 - 取得価額：2,758,289,455円 - 貸借対照表計上額：2,676,920,974円 - 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ - 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 - 出資目的：パルプ生産事業資金 - 当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細		-	該当なし
債務保証の明細		-	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）		-	該当なし

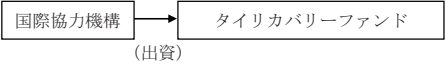
財務諸表 有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本・サウジアラビアメタノール株式会社	JSMC PANAMA S. A.
業務概要		アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名		役員数12名 代表取締役会長 山崎 慶重 常務取締役総務部長 大橋 裕 (旧国際協力銀行 開発第4部長) 監査役 武田 薫 (旧国際協力銀行 理事)	-
関連会社とJICAの取引の関連図		<pre> graph LR A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] B -- (出資) --> C[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産		32,067,607,600円	-
負債		1,924,252,162円	-
資本金		2,310,000,000円	-
利益剰余金		28,114,944,438円	-
営業収入		23,697,704,750円	-
経常損益		9,903,321,751円	-
当期損益		9,253,281,992円	-
当期末処分利益（当期末処理損失）		11,964,344,438円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：6,640,261,631円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日	・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細		該当なし	-
債務保証の明細		該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）		該当なし	-

財務諸表 有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日伯紙パルプ資源開発株式会社	日本シンガポール石油化学株式会社
業務概要		伯ミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造	ジュロン島におけるエチレン等石油化学製品の製造
役員氏名		役員数17名 代表取締役会長 鈴木 正一郎 取締役 村田 修 (国際協力機構 民間連携室長)	役員数8名 代表取締役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)
関連会社とJICAの取引の関連図		<pre> graph LR JICA[国際協力機構] -- "(出資)" --> NBP[日伯紙パルプ資源開発 (株)] </pre>	<pre> graph LR JICA[国際協力機構] -- "(出資)" --> NSPC[日本シンガポール石油化学 (株)] </pre>
資産		119, 107, 016, 509円	36, 370, 828, 788円
負債		12, 337, 180, 884円	102, 897, 533円
資本金		61, 788, 000, 000円	23, 876, 800, 000円
利益剰余金		44, 981, 835, 625円	12, 391, 131, 255円
営業収入		143, 339, 061円	6, 933, 557, 295円
経常損益		6, 144, 214, 870円	6, 863, 197, 985円
当期損益		6, 127, 415, 432円	6, 734, 617, 985円
当期末処分利益 (当期末処理損失)		34, 447, 556, 034円	6, 761, 451, 255円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		・株式数：20, 084, 000株 ・取得価額：15, 010, 803, 073円 ・貸借対照表計上額：15, 010, 803, 073円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：造林及びパルプ製造事業の事業資金 ・当初出資年月日：1974年10月30日	・株式数：9, 550, 800株 ・取得価額：5, 850, 525, 774円 ・貸借対照表計上額：5, 850, 525, 774円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：石油化学製品事業資金 ・当初出資年月日：1977年8月22日
債権・債務の明細		該当なし	該当なし
債務保証の明細		該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約・企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	該当なし

財務諸表 有償資金協力勘定))

法人種別・名称	(関連会社)
事項	タイリカバリーファンド
業務概要	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成促進
役員氏名	役員数7名 取締役 田中 寧 (国際協力機構 東南アジア第一・大洋州部審議役)
関連会社とJICAの取引の関連図	
資産	\$5,878,855
負債	\$9,101,917
資本金	\$50,000
利益剰余金	△\$3,273,062
営業収入	\$0
経常損益	\$244,186
当期損益	\$244,186
当期末処分利益（当期末処理損失）	△\$3,273,062
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	・株式数：12,500株 ・取得価額：1,271,062円 ・貸借対照表計上額：1,271,062円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：中小・中堅企業の再建・育成資金 ・当初出資年月日：2001年7月13日
債権・債務の明細	該当なし
債務保証の明細	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし